書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第９８号
山口市大内御堀3141番地８
破産者　杉山　直道
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年12月21日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
山口県宇部市上条１丁目１番36―102号
破産者　勝手　智美
異議申述期間　平成22年１月25日まで
平成21年12月22日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１９１号
宮崎県都城市都北町3560番地20
破産者　山下　裕子
異議申述期間　平成22年２月22日まで
平成21年12月22日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成１９年（フ）第４１０号
函館市上野町33番３号、開始決定時の住所函館市上湯川町44番23号
破産者　庵原　真利
免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
平成21年12月22日　函館地方裁判所

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１１号
群馬県高崎市問屋町西１丁目４番地１
清算株式会社　群馬トヨタ商事株式会社
代表清算人　荒井　泉治
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２８１号
東京都文京区本郷３丁目44番６号
再生債務者　株式会社野上器械店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目１番地１　麹町311ビル５階　四五六法律事務所　弁護士　竹越　健二
平成21年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２８２号
秋田県能代市能代町字中川原26番地の706
再生債務者　株式会社安藤鉄工建設
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号新東京ビル225区　東京丸の内・春木法律事務所　弁護士　高木　裕康
平成21年12月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２８３号
愛知県日進市梅森台３丁目11番地
再生債務者　大庭　直己
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区銀座１―８―21　第21中央ビル７階　近藤丸人法律事務所　弁護士　近藤　丸人
平成21年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第２８０号
東京都新宿区大久保２丁目１番３号プラザ新大樹ビル
再生債務者　東加茂開発株式会社
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年２月22日から平成22年３月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１号
群馬県前橋市三俣町２丁目11番地15
再生債務者　中央興業株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年12月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成22年２月12日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年１月29日
平成21年12月21日　前橋地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第４３号
大阪府守口市文園町５番19号
再生債務者　青野スポーツ施設株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年11月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年２月２日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年１月19日
平成21年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第３号
横浜市港南区港南台８丁目５番９―102号
再生債務者　株式会社珠商
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年12月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第１号
静岡県駿東郡清水町久米田141番地の１
再生債務者　下山商事有限会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年12月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２７１号
東京都港区麻布十番２丁目６番４号ＡｐａｒｔｍｅｎｔＡＺＡＢＵ７Ｆ
再生債務者　株式会社マジェスティック・ライズ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区神田駿河台３丁目３番地　お茶の水伊藤ビル３階　川島法律事務所　弁護士　川島　英明
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成21年12月17日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第７５７号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番24―506号
再生債務者　新木　智久
１　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年１月26日から平成22年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第８０４号
札幌市西区発寒14条１丁目５番15―1404号
再生債務者　小野　吉晴
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年１月26日から平成22年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第８１４号
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―207号
再生債務者　是安　一公
１　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年１月26日から平成22年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部